

保 育 料 に つ い て

お子さんが保育園に入園しますと保育料がかかります。この保育料は、保護者の方の前年分の所得税額（両親等の合算）又は前年度分市民税額と、お子さんの年齢によって決定されます。

両親に所得がなく、祖父母が生計を支えている場合は、その人が基準になります。

また、保育料は見直しにより改定されることや、課税資料調査等により変更されることがあります。

なお、保育料以外に、お子さんが保育園に入園するための経費は、国、県及び市が負担をしています。納め忘れのないようにお願いします。

（参考）平成23年度三浦市保育料徴収基準額表

階層 区分	定 義	保 育 料 (月 額) 円		
		3歳未満児	3 歳 児	4歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯	0	0	0
B 1	前年分所得税及び前年度市民税 (母子・父子世帯等)	0	0	0
B 2	非課税世帯 (上記以外の世帯)	4,000	3,000	3,000
C 1	前年度市民税均等割世帯	13,000	11,000	11,000
C 2	前年度市民税所得割世帯	15,000	14,000	14,000
D 1	前年分所得税 4,000 円未満	18,000	17,000	17,000
D 2	前年分所得税 4,000 円以上 ～ 22,000 円未満	22,000	20,000	20,000
D 3	前年分所得税 22,000 円以上 ～ 40,000 円未満	26,000	23,000	23,000
D 4	前年分所得税 40,000 円以上 ～ 60,000 円未満	31,000	27,000	25,000
D 5	前年分所得税 60,000 円以上 ～ 80,000 円未満	36,000	30,000	26,000
D 6	前年分所得税 80,000 円以上 ～ 103,000 円未満	41,000	32,000	27,000
D 7	前年分所得税 103,000 円以上 ～ 206,000 円未満	46,000	33,000	28,000
D 8	前年分所得税 206,000 円以上 ～ 310,000 円未満	50,000	34,000	29,000
D 9	前年分所得税 310,000 円以上 ～ 413,000 円未満	55,000	35,000	29,000
D 10	前年分所得税 413,000 円以上 ～ 481,000 円未満	60,000	36,000	30,000
D 11	前年分所得税 481,000 円以上 ～ 550,000 円未満	62,000	36,000	30,000
D 12	前年分所得税 550,000 円以上	64,000	36,000	30,000

注1 同一世帯から2人以上の児童が保育所、幼稚園または認定こども園を利用している場合、最も年齢が高い児童は基準額、その次に年齢が高い児童は半額、それ以外の児童は0円となります。

2 所得税の税額控除のうち、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除の適用はありません。

3 年齢判定は、4月1日の年齢で決定されます。

4 C階層で母子・父子家庭又は在宅障害児（者）のいる世帯は、別に定めた保育料となります。

母子・父子家庭又は在宅障害児（者）のいる世帯

C 1	前年度市民税均等割世帯	11,000	8,000	8,000
C 2	前年度市民税所得割世帯	13,000	12,000	12,000